

議案第16号

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）</p> <p>第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>）</p> <p>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち、別に定める者を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員のうち、別に定める者</u>を除外する。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）</p> <p>第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員（<u>地方公務員法</u>）</p> <p>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち、別に定める者を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>を除外する。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。